

意見提出者	個人
1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されている。</p> <p>また、東京都等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由に該当する子供の所持する携帯フィルタリングの解除を認めず、違反した事業者に対し調査指導権限を自治体と与え、携帯フィルタリングの実質的な完全義務化を推進しようとしている。</p> <p>しかし、そもそも、フィルタリングサービス・ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗していない以上、かえって必要な事は、不当なフィルタリングサービス・ソフトの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促す事であった事である。一昨年から昨年にかけて大騒動になったあげく、ユーザー・ネット企業・メディア企業から反対意見が多数であったにも拘らず、利権に絡んでいる一部の人たちの思惑のみから成立した現在の青少年ネット規制法による規制は、一ユーザー・一消費者・一国民として全く評価できないものであり、速やかに法律の廃止が検討されるべきである。</p> <p>また、東京都等の各地方自治体が推進する子供の携帯フィルタリングの実質的な完全義務化について、このような青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制の推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられ、同じく不適切なその他の情報規制推進についても合わせ、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>青少年ネット規制法（正式名称は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」）</p> <p>各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討（東京都の条例の正式名称は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年ネット規制法の廃止 ・廃止するまでに於いても、規制を理由にしたフィルタリングに関する不当な便乗商法に対する監視を政府において強め、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用を検討する。 ・東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対し、その不適切な情報規制推進について、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出す。